

# 一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会 研修単位認定制度実施要綱

## （目的）

第1条 兵庫県内の介護支援専門員の自己研鑽を推進し、質の向上を目指すとともに介護支援専門員の社会的評価を高めることを目的とする。

## （研修の認定）

第2条 研修の認定は単位制とする。単位認定に係る細則については別に定める。

## （認定の対象とする研修）

第3条 単位認定を行う研修は兵庫県介護支援専門員協会（以下、本会とする）が認定したものに  
限る。

## （研修体系）

第4条 本制度は基礎研修課程、生涯研修課程、専門研修課程（指導者養成研修等）をもって構成  
する。

2 各課程の詳細については別途細則により定める。

## （研修履歴の記載）

第5条 研修履歴は、本会が発行する「研修手帳（以下、手帳とする）」に記載するとともに、研  
修受講時、または本人の申請により本会が配布する認定シールを貼り付けることとする。

## （審査認定機関の設置）

第6条 単位認定を実施するために単位認定審査機関を設置し、運営については別に定める。

## （改 廃）

第7条 この要綱の改廃については、理事会の承認を得て、会長が行う。

## 附則

1. この要綱は平成24年7月22日から施行する。

別紙 研修体系図

